

平成30年1月

受益者の皆さまへ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

人民元建て債券ファンド(愛称:点心債) 繰上償還<予定>のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「人民元建て債券ファンド(愛称:点心債)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、繰上償還の実施を予定しております。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、手続きを行います。

繰上償還の理由、手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照下さい。

なお、今般の繰上償還に賛成いただける場合には、お手続きの必要はございません。

賛成いただけない方のみ、後掲「3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法」をご確認のうえ、お手続きください。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 クライアントサービス第二部
電話番号 0120-69-5432 (受付時間:平日*の午前9時~午後5時)
*土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

1. 繰上償還の理由

当ファンドは平成23年7月より運用を開始しましたが、受益権総口数が信託約款で定める口数(10億口)を下回る状態が継続していること、および効率的な運用を行うのが難しい残高に近づいているため、平成30年3月1日をもって繰上償還することといたしました。

2. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
受益者の確定	平成30年1月5日	左記時点の受益者が対象となります。
書面による議決権行使の期限	平成30年1月25日	平成30年1月25日まで、書面により議決権を行使することができます。 ※詳細は後掲「3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法」をご参照ください。 繰上償還に賛成いただける場合、特別な手続きは必要ありません。
書面による決議の日	平成30年1月26日	期限までに受付けた議決権行使口数を集計します。 議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。 上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還は行いません。 この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。書面決議の結果は、弊社ホームページで閲覧いただけます。
繰上償還予定日	平成30年3月1日	正式決定した場合、繰上償還いたします。

- ・基準価額は運用状況等により償還日まで変動します。

繰上償還することとなった場合、償還準備のため組入れ資産を売却する予定のため、書面決議日から償還までの間は運用の基本方針に沿った運用ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法

(1) 繰上償還に賛成いただける場合

特別なお手続きは必要ありません。

※受益者が議決権を行使しない場合(「議決権行使書面」を郵送しない場合)は、書面決議について賛成するものとさせていただきます。

(2) 繰上償還に反対される場合

本書面及び添付の「書面決議参考書類」等をご確認いただき、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、書面による議決権行使の期限(平成30年1月25日)までに、弊社までご郵送下さい。

< 締切日 > 平成30年1月25日弊社必着 (平成30年1月26日以降の到着分は無効となります。)

< 宛先 > (同封の返信用封筒をご利用ください。)

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品部

(3) ご注意事項

- ・受益者が、議決権を行使しない(「議決権行使書面」を委託会社へ送付しない)場合は、前掲1. の繰上償還(以下「議案」といいます。)について賛成するものとさせていただきますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。
- ・本議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面をご送付された場合には、本議案について賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方が同一の議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権を無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・議決権を行使することができる受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- ・繰上償還の決議に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申込みを受付けます。

4. 反対受益者の買取請求手続き

ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常通り換金のお申込みを受付けているため、反対受益者による買取請求は行いません。

個人情報の取扱いについて

書面決議にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きにともない取得した個人情報は書面決議のためのみに利用いたします。

以上

書面決議参考書類

1．繰上償還（投資信託契約の解約）の理由および相当性に関する事項

当ファンドは、平成23年7月より運用を開始しましたが、受益権総口数が信託約款で定める口数（10億口）を下回る状態が継続しており、商品性の維持が困難であるため、平成30年3月1日をもって繰上償還することといたしました。

2．繰上償還（投資信託契約の解約）がその効力を生ずる日

平成30年3月1日

3．繰上償還（投資信託契約の解約）の中止に関する条件を定めるときは、その条件該当事項はありません。

4．直前に作成された財産状況開示資料等の内容

別添資料をご参照ください。

5．財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6．繰上償還（投資信託契約の解約）に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

別添資料

直前に作成された財産状況開示資料等の内容

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成28年12月5日現在	当 期 平成29年6月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,532,798	7,687,638
投資信託受益証券	282,385,108	210,294,388
親投資信託受益証券	2,828,379	2,201,048
流動資産合計	295,746,285	220,183,074
資産合計	295,746,285	220,183,074
負債の部		
流動負債		
未払解約金	742,027	136,917
未払受託者報酬	32,421	23,754
未払委託者報酬	770,578	564,734
その他未払費用	1,594	1,160
流動負債合計	1,546,620	726,565
負債合計	1,546,620	726,565
純資産の部		
元本等		
元本	329,849,753	245,570,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△35,650,088	△26,114,217
純資産合計	294,199,665	219,456,509
負債純資産合計	295,746,285	220,183,074

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成28年6月7日 至 平成28年12月5日	当 期 自 平成28年12月6日 至 平成29年6月5日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,757,162	1,671,445
営業収益合計	1,757,162	1,671,445
営業費用		
支払利息	5,634	4,275
受託者報酬	69,922	50,086
委託者報酬	1,661,778	1,190,693
その他費用	3,549	2,716
営業費用合計	1,740,883	1,247,770
営業利益又は営業損失(△)	16,279	423,675
経常利益又は経常損失(△)	16,279	423,675
当期純利益又は当期純損失(△)	16,279	423,675
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△2,277,363	147,122
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△52,778,362	△35,650,088
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,046,977	9,346,868
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,046,977	9,346,868
剰余金減少額又は欠損金増加額	212,345	87,550
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	212,345	87,550
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△35,650,088	△26,114,217

以上